

岩手県グリーン購入基本方針

第1 目的

本県では、平成12年3月に策定した「岩手県地球温暖化防止等実行計画（率先実行計画）」（以下「実行計画」という。）以降、一事業者としての環境配慮活動に取り組んでおり、環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）を推進してきた。

一方、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が制定され、この中で地方公共団体においては、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、その調達の推進に努めることが求められている。

このことから、県は、一事業者としてグリーン購入の更なる推進を図るため、グリーン購入法第10条に基づき「岩手県グリーン購入基本方針」を定める。

第2 対象範囲

本方針の対象範囲は、県関連のすべての公所とする。

第3 特定調達物品等

- (1) 重点的にグリーン購入を推進する物品等を「特定調達品目」とし、その種類は別紙1、判断基準は別紙2のとおりとする。
- (2) 特定調達品目を調達する場合には、グリーン購入ネットワーク（GPN）が情報提供している「エコ商品ねっと」等を参考として製品の選択を行うものとする。

第4 基本的な考え方

- (1) 物品等の調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用等に努めるとともに、調達の必要性和適正量を十分検討するものとする。特に、グリーン購入の推進を理由として、調達総量等が増加することのないよう配慮するものとする。
- (2) 特定調達品目を調達する場合は、原則として、判断基準を満たす環境物品等を選択しなければならないものとする。特に、間伐材等の木材を使用した製品を積極的に選択するものとする。ただし、経費が著しく割高となる場合や、使用条件等にあった物品等の調達が困難な場合には、この限りではない。
- (3) 特定調達品目以外の物品等を調達する場合にあっても、事業者間の公正な競争の確保に最大限配慮しつつ、環境ラベル（エコマーク、グリーンマークなど）製品や循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年12月条例第73号）第10条に基づく再生資源利用製品認定制度認定製品等、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努めるものとする。
- (4) 調達した環境物品等については、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等を徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努めるものとする。
- (5) 物品等の納入等に携わる事業者の選定に当たっては、ISO14001又はこれに準じる規格の認証取得、グリーン購入ネットワークへの参画等、事業者自身の環境保全に対する取組み

を考慮するものとする。

第5 調達方針等

- (1) 本方針に基づき、毎年度、「グリーン購入調達方針」（以下、「調達方針」という。）を策定するものとする。
- (2) 調達方針には、特定調達品目の調達目標及びその設定方法を定めるものとする。
- (3) 調達方針及びその取組み実績については、別途定めるところによりホームページ等により公表するものとする。

第6 市町村、事業者、県民等への普及

県は、市町村、事業者、県民等に対して、グリーン購入に関する情報を積極的に提供するなど、グリーン購入の普及啓発に努めるものとする。

附則

この方針は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この方針は、平成16年5月17日から施行する。

附則

この方針は、平成17年6月13日から施行する。

附則

この方針は、平成18年5月29日から施行する。

附則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。